

# 第5次宮代町総合計画

令和3年度～令和12年度

(後期実行計画 令和8年度～令和12年度)

首都圏で  
いちばん人が  
輝く町

宮代町





## 第5次総合計画 後期実行計画の策定にあたって

宮代町長 新井 康之

宮代町は、都市の便利さと田園の心地よさをあわせ持ち、コンパクトな町ならではの顔の見える関係が育まれています。第5次総合計画が掲げる未来像「首都圏でいちばん人が輝く町」は、こうした宮代らしさを土台に、町民の皆様お一人おひとりが、自分らしく暮らし、学び、働き、挑戦できる町を目指すものです。

これまでを振り返ると、第5次総合計画は町民の皆様とともに「宮代町はどんな町か」「どんな町になったらいいか」「そのために自分たちにできることは何か」を問い直すところからスタートしました。そして前期実行計画の5年間、年代も住んでいる地域もさまざまな皆様と取組を重ね、少しずつ形にしてきたことは、町にとって大きな財産です。町を良くしていく力は、この町を思い、関わってくださる皆様の存在にあると、あらためて感じています。

一方で、私たちを取り巻く環境は大きく変わっています。人口構造の変化、物価高、人手不足、災害への備え、地域のつながりのあり方、デジタル化への対応など、町に求められることは増え、課題も複雑になっています。暮らしの実感として「良くなった」と感じにくい状況が続く中でこそ、町民の皆様にきめ細かく目を配り、状況の変化に応じて取組を見直していくことが、町としての重要な役割だと受け止めています。

後期実行計画では、前期の取組や成果を生かしながら、変化する状況や課題を踏まえて、「宮代らしさ」の価値向上、コンパクトな町の強みの発揮、多様な主体の活動の創出、そして社会環境の変化に対応した行政運営の見直しを、より実行力をもって進められるよう、地域資源や町の特性を最大限に生かしつつ、町民の皆様をはじめ、関係団体や事業者の皆様と連携しながら、効果的な事業展開を図ってまいります。

この5年間は、将来の宮代町の姿を左右する大切な期間です。これまで以上に町民の皆様と対話を重ね、ともに考え、ともに動く姿勢を大切にしながら、「首都圏でいちばん人が輝く町」の実現に向け、着実に歩みを進めてまいります。引き続き、一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和8年3月

## 目次

はじめに（総合計画策定の目的と構成） .....	3
まちづくりの目標（宮代町の未来像） .....	7
構想と方針（未来像を実現するための構想と方針） .....	11
構想1 宮代らしさを価値として高めていく .....	12
構想2 コンパクトな町の強みを活かす .....	16
構想3 さまざまな活動や主体を生み出す .....	20
構想4 社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける .....	24
土地利用方針 .....	29
後期実行計画（具体的なアクションプラン） .....	33
後期実行計画事業 .....	36
参考資料 .....	63
後期実行計画策定経過 .....	64
総合計画審議会委員 .....	65
後期実行計画に係る総合計画審議会からの答申 .....	66
後期実行計画期間中の財政推計 .....	67
後期実行計画事業に関連する主な計画 .....	68
宮代町まちづくり基本条例 .....	70
宮代町総合計画の議決に関する条例 .....	74

---

## はじめに

総合計画策定の目的と構成

## はじめに 総合計画策定の目的と構成

### 総合計画とは

総合計画は町が目指すべき未来像を示し、さまざまな主体がこの目標を思いうかべながら、より良い町を創っていくための一つの指針です。総合計画は「町の未来像」、それを実現するための「構想」、そして「構想」を実現するための「基本計画（方針）」によって構成されています。

平成 19 年度に策定された「宮代町まちづくり基本条例」においては、基本構想及び、それを実現するために策定する基本計画（方針）をもって「総合計画」とし、これを最上位の計画として他の計画を策定する、としています。

### 実行計画とは

総合計画に定められた構想、基本計画（方針）に基づいた具体的な事業については、行政において前期 5 年、後期 5 年の実行計画（アクションプラン）を策定し、町民の皆さんに具体的な工程表を示した上で実施します。また、行政が策定するさまざまな分野別の計画については、総合計画で掲げる構想、方針を拠りどころとして計画の策定を行います。

### 総合計画を具現化するために

第 5 次総合計画は、町のことを愛する多くの皆さんが、時間をかけて意見を出し合い、対話を繰り返し、作り上げてきました。具体的な実施にあたっては、この町に住み、活動をする皆さんの力は欠かせません。なお、第 5 次総合計画は期せずして、国連の場で採択された SDGs（持続可能な開発目標）の目標年と同じ令和 12 年度（2030 年度）までの計画となります。ともに 10 年後に「人が輝く」、そのための目標を共有しています。

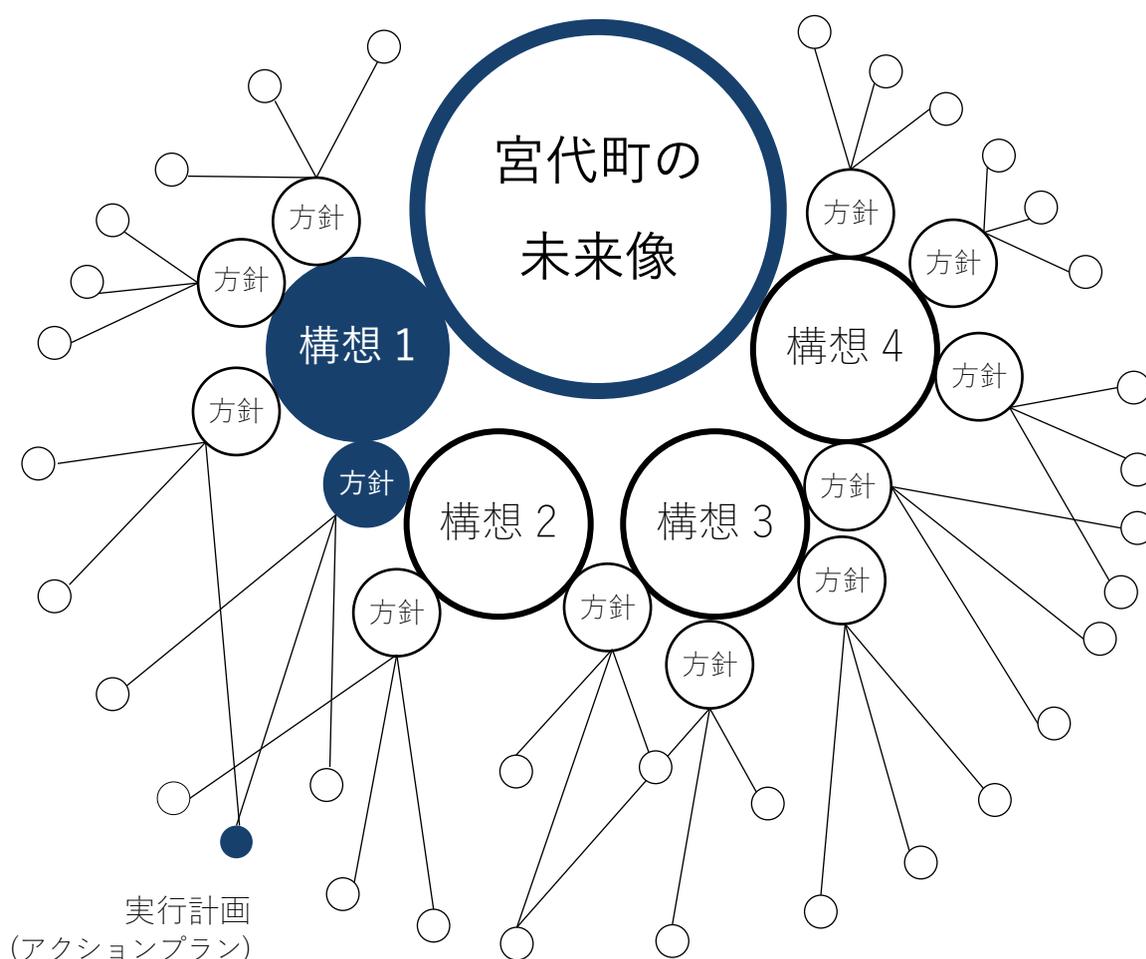
## 宮代町の未来像 首都圏でいちばん人が輝く町

**構 想** 未来像を実現するための構想を以下のように定めます

- 構想1 宮代らしさを価値として高めていく
- 構想2 コンパクトな町の強みを活かす
- 構想3 さまざまな活動や主体を生み出す
- 構想4 社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける

**計画期間** 令和3年度～令和12年度（前期実行計画5年、後期実行計画5年）

**将来人口** 令和12年度の目標人口を34,000人とします



本計画の構成イメージ図

町の未来像を実現するために複数の構想や方針が「階層」ではなく相互に関連し合っていることを示しています。



---

# まちづくりの目標

宮代町の未来像

宮代町の未来像

# 首都圏でいちばん

宮代町は、都市的に洗練された面と、居心地の良い田園的な面を有しています。この両方の要素を兼ね備えている市町村は、そう多くはありません。都市と田園の絶妙なバランスは「宮代らしさ」を形成しており、これが宮代町の良さであると言えます。

宮代町はすでに、東京のベッドタウンではなくなっています。宮代町はかつてのように、都心に通勤する人たちのための町ではなく、今では、宮



# 人が輝く町

代町に住み、近隣で働く人たちの数も増えています。コンパクトな町中で行われている活動も、それに取り組んでいる人々も、顔の見える距離にあります。これらは宮代町がセールスポイントとして力を入れていくべき点です。

次の10年はこうした「宮代らしさ」を価値として高める機会ととらえ、住みたい、住み続けたいと思える町になることを目指します。





---

## 構想と方針

未来像を実現するための構想と方針

## 構想1 宮代らしさを価値として高めていく

東武スカイツリーラインの終点である宮代町は、北関東への入り口であると同時に東京への入り口でもあります。日本工業大学、東武動物公園が立地し、進修館、山崎山、新しい村などの資源は人々を惹きつける魅力にあふれています。わずか16平方キロメートルの中に、宮代町の魅力を高める要素が、ふんだんに詰め込まれています。

宮代町では建物が低層に建ち並んでいる、空が高い、駅を降りて視野の先に平地林が見えるといった特性があります。また、小生物、鳥などは、私たちの生活が自然とともにあることを実感させてくれます。古利根川や姫宮落川など、大小の河川が流れ、沿うように点在する桜は4000本近くになり、各地域の寺社、教会、地域に今も残る行事は有形無形の魅力を今に伝えています。こ



うした宮代町の特性は、都会においてはすでに失われ、望んでも手に入らないものです。

町に住む人も、外から訪れる人も、こうした宮代町の魅力をかけがえのないものとしてともに認識し、未来につむいでいくことで、「宮代らしさ」を価値として高めていくことが大切です。そのためには、町民自身が町の良さを知り、外に伝えていく、ハード事業、ソフト事業問わず、町の施策の一つひとつで、こうした町の良さを意識しながら事業を進めていく必要があります。そして外に向かって、繰り返し丁寧に「宮代らしさ」を伝えていき、「さすが宮代」「なるほど宮代」「やっぱり宮代」と思わせる取り組みを進めていきます。



## 方針A 町の原風景を形づくる「農」の資源を活かしていく

田や畑、雑木林、河川など、町の原風景を形づくる「農」の資源は人が自然に手を入れることによって作られてきました。こうして、宮代町では農村集落を中心に里山的な風景が形成されています。こうした地域資源を農業だけでなく、観光や環境、教育、福祉など、さまざまな分野で活かすことで、町の取り組みの魅力や価値、独自性を高めていきます。

### 実行計画事業

- ・新しい村魅力アップ事業-----p.37
- ・集落で支えあう営農事業-----p.38
- ・宮代農業人材育成事業-----p.39
- ・土地利用推進事業（農業編）-----p.40

## 方針B 東武動物公園駅西口エリアの魅力を高めていく

東武動物公園駅西口周辺には、進修館、笠原小学校、新しい村、東武動物公園などが、狭い範囲の中に点在しています。町の玄関口であるこのエリアには町の外から多くの皆さんが訪れます。このエリアを「線と面」で考え、整備し、賑わいを演出することで、他の自治体とは違う「宮代らしさ」を展開していきます。

### 実行計画事業

- ・新しい村魅力アップ事業 ※再掲-----p.37
- ・東武動物公園駅周辺活性化事業①②-----pp.41,42
- ・まちなかどこでもミュージアム事業----- p.43

## 方針C 宮代を発信していく

改めて町に目を向け、深く知ることで、今まであたりまえだった景色や出来事、知らなかった地域の取り組み、気がつかなかった町の魅力が見えてきます。同じ魅力に共感する仲間もいます。町を知り、町を伝える、そして町の魅力を自慢し、宮代を発信していきます。

### 実行計画事業

- ・東武動物公園駅周辺活性化事業① ※再掲-----p.41
- ・まちなかどこでもミュージアム事業 ※再掲-----p.43
- ・みやしろズームアッププロジェクト-----p.44



## 構想2 コンパクトな町の強みを活かす

町域が狭く、その中心を鉄道が縦断しているということや、過去においてコンパクト化を志向してきたということもあり、他の自治体が望んでいるコンパクトシティの姿が、すでに宮代町にはあります。こうした宮代町の特性は高齢化社会の中においてはプラスに働きます。コンパクトなまち是比较的「顔が見える関係」を築きやすく、住民と住民、生産者と消費者、店舗と顧客など、顔が見える関係を広げ、深めていくことができ、安心や安全、地域経済における好循環をもたらすことができます。

しかし、これからの10年はさらなる高齢化に突入する10年でもあり、「今まではそうだった」では、濟まなくなってきました。人々が生活する範囲も今までよりも狭まってきました。進修館に出てきて何かをする、というのが出来にくくなります。それよりもむしろ、地域



の集会所や公民館で活動する機会が増えてくることになります。人々の足は進修館や役場から遠のき、自らが生活する半径200メートル程の世界に孤立してしまいます。

こうした皆さんが行政に対する関心や興味を失ってしまい、あきらめに近い気持ちを持つようになってはいけません。行政の目が届かなくなってしまう人々が出現しないようにしなければなりません。地域ごとの地域交流サロンにより、地域の皆さんが交流できる場、を行政が支援する、ということから一歩踏み出し、行政が役場という「本丸」を出て、地域コミュニティをサポートし、町民との共同作業ができる素地を作ることも必要になってきます。このことで、コンパクトな町の強みを活かしていきます。



## 方針D 歩きたくなる「まちなか」をつくる

和戸駅、姫宮駅、東武動物公園駅を核として過去に整備された市街地は少子・高齢化などにより、生活圏に求められているものも変化していることから、ハード、ソフト両面で、魅力を高めるための行動が必要です。地域の活性化にとって、多様な人々の出会いや交流は欠かせません。芝生やカフェ、椅子のある歩道や公園、オープンカフェ、いろいろな使い方ができる空間など、ゆるやかなつながりでコミュニティが生まれる居場所などにより、居心地の良い「まちなか」を創ります。

### 実行計画事業

- ・新しい村魅力アップ事業 ※再掲-----p.37
- ・東武動物公園駅周辺活性化事業①② ※再掲-----pp.41,42

## 方針E 日々の生活のアクセス性を高める

高齢者を中心として移動手段は自家用車から他の手段に変わってきており、遠くへの移動、そのものが困難な方も増えていきます。この変化に取り残される人が出ないような支援を行います。また、広域的な医療や防災力向上の視点から隣接する市町へのアクセス性の向上につとめます。

### 実行計画事業

- ・東武動物公園駅周辺活性化事業② ※再掲-----p.42
- ・宮代型デマンド交通事業-----p.45
- ・広域道路ネットワークの整備-----p.46
- ・地域の力となる地区コミュニティセンター事業-----p.47

## 方針F 顔が見える地域経済をつくる

大量生産、大量消費経済による「顔が見えない経済」から「顔が見える地域経済」へ意識を変えることで、お金も人も地域の中で循環させることができます。人口減少社会を見すえて、地域密着、地域主体の経済づくりを進めていきます。

### 実行計画事業

- ・土地利用推進事業（農業編） ※再掲-----p.40
- ・土地利用推進事業（産業編） -----p.48
- ・まちなかビジネス支援事業-----p.49
- ・ゼロカーボン推進事業-----p.50
- ・身近な場所で子育てサロン事業-----p.51



## 構想3 さまざまな活動や主体を生み出す

人口減少・高齢化社会に対応するためには、かつて例のない、あるいは予測できないような社会変化にも対応していかなければなりません。そのためには、行政が旗振りをして住民を組織するという、かつてのモデルではなく、町民自らが足元の課題に気づき、意思をもって解決していくことが重要になってきます。町が行政課題を的確に捉え、目の前の問題を解決していくのと同じぐらい、あるいは、それ以上に、町民が自らの意思によって社会的な課題を解決することは大きな意義を持ちます。町民が主役になって行動を始めてこそ、町は大きく変わっていきます。

そのためには、ある一時に行政が目的をもって市民活動の発生を促すというよりも、その時々为社会情勢や、地域課題に対応した町民による活動が自発的、自然発生的に生まれる、そういう町になる必要があります。市民



活動や地域活動に取り組む団体は、その分野における専門家集団でもあります。町民が地域の課題や将来に興味を持ち、共に学び、実践することを繰り返す、こうした共通の場、オープンな仕組みを、10年後を見すえて町が用意することも求められています。

一方で民間企業が本業を通して地域貢献を行うという考え方が定着しつつあり、公共的な課題を解決し、持続可能な公共サービスを提供するためには従来の発想や固定概念にとらわれずに、あらゆる分野で行政と民間企業の連携を進める「官民連携」手法を取り入れていくことも必要です。また、公共施設だけでなく、空き家、空き店舗などの点在する遊休スペースや街区公園を有効に使い、さまざまな活動の場に生まれ変わることを視野に入れていきます。



## 方針G 地域に人々が集まる場を生み出す

気軽に通える、誰かと会って話ができるなど、地域の中でさまざまな人々が集まる場は、安心や安全をもたらすと同時に、新たな知恵や活動が生まれるキッカケの場でもあります。活動内容や規模の大小、世代にかかわらず、交流し、触発し合うことで多様性のある地域づくりを進めることを支援します。

### 実行計画事業

- ・新しい村魅力アップ事業 ※再掲-----p.37
- ・東武動物公園駅周辺活性化事業① ※再掲-----p.41
- ・まちなかどこでもミュージアム事業 ※再掲-----p.43
- ・地域の力となる地区コミュニティセンター事業 ※再掲-----p.47
- ・身近な場所で子育てサロン事業 ※再掲-----p.51
- ・地域みんなでこどもたちの居場所づくり事業①②-----pp.52,53
- ・みんなで備える防災力強化促進事業-----p.54

## 方針H 活動が生まれる「学び舎（学びのプラットフォーム）」づくり

今まで、それぞれの時代ごとに新しい活動が生まれ、地域のさまざまな課題を解決してきました。これからも、その時々課題や時代の要請に柔軟に応えるためには、町民の中からこうした気運や活動が生まれてくる必要があります。参加者が集まり、活動が生まれる「学び舎（学びのプラットフォーム）」づくりを進めます。

### 実行計画事業

- ・人権・平和推進事業-----p.55
- ・若い世代の健康づくり促進事業-----p.56
- ・高齢者困りごとサポート隊事業-----p.57

## 方針I 町の中のキープレイヤー同士で連携する

町の中のキープレイヤー同士が個別に連携するだけでなく、町、東武鉄道、東武動物公園、日本工業大学、民間セクター、NPO法人などが連帯して「チームみやしろ」により一体となって宮代の魅力を高めていきます。

### 実行計画事業

- ・ 東武動物公園駅周辺活性化事業① ※再掲-----p.41
- ・ 地域の力となる地区コミュニティセンター事業 ※再掲-----p.47

## 方針J 町の中の遊休スペースを効果的に活用する

人口構造や社会環境の変化にともない、今まではよく使われていた場所も、今では使われていないといったことがあります。役割や機能を変えることで、使う人も変わり、使えようがなかった場所や空間も宝になります。地域に役立つものに変えていきます。

### 実行計画事業

- ・ 空き家等管理活用事業-----p.58



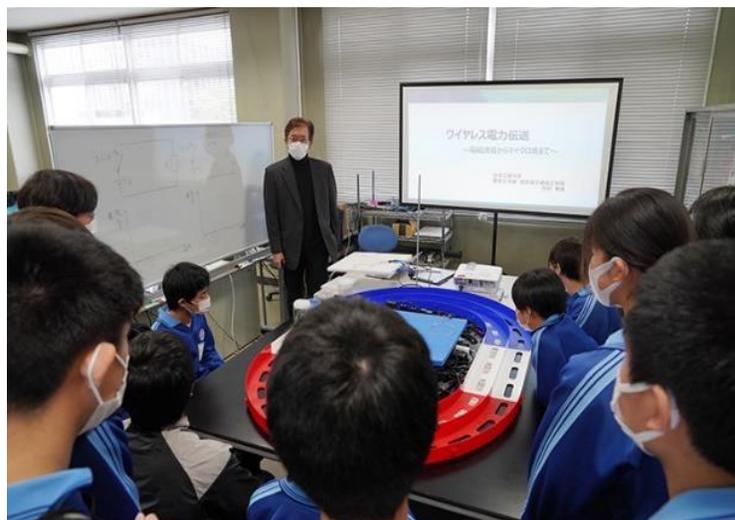
## 構想 4 社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける

宮代町は平成17年度に策定した「公共改革プログラム」において、町を創り、動かしていくのは行政だけでなく、それ以外の主体、NPOや市民グループ、民間企業もそれぞれに公共的な役割を果たしていくことが可能であるということを示しました。「行政改革」ではなく「公共改革」としたのは、こうした理由によります。そして、改革目標として「前例にとられない効率的な行政」「多様な主体による公共の運営」「財政運営と財政基盤の強化」を掲げました。こうした考え方の骨子そのものは、現在も変わるものではありません。

しかし、目の前にある社会的課題は、時の流れとともに、刻々と変化しています。新しいと思われた考えや仕



組みは、いつかは時代遅れとなり、当たり前と思われていたことも、当たり前ではなくなってきました。前例踏襲や慣例にとらわれず新しい一歩を踏み出すためには常に行政も変わっていかねばなりません。また、町の取り組むべき課題は、子育て支援、高齢者の居場所づくりなどさまざまな世代に及んでいます。地域コミュニティ、公共施設のあり方、地域福祉、定住促進など、一つの分野だけで完結することはなく、相互に関連し合いながら課題を解決していくことが求められています。こうしたことを念頭に行政は変化し続けていく必要があります。



## 方針 K 縦割りから横断的行政運営へ

社会課題が複雑化するに従って、行政の一部署だけでは解決が難しくなっており、縦割りのままの行政組織では時代の変化についていくことが難しくなっています。「官民連携の場」「横串になる組織」「即応できる機動力のある組織」により横断的な行政運営ができるような体制を整えます。

### 実行計画事業

- ・ゼロカーボン推進事業 ※再掲-----p.50
- ・みんなで備える防災力強化促進事業 ※再掲-----p.54
- ・自治体 DX 推進事業-----p.59

## 方針 L 多様な主体による公共の運営

公共サービスの運営には、町民や民間の組織などの多様な主体がかかわることで、より生活者目線で民間的なノウハウや即応性を発揮できるものもあり、官がすべてを独占するのではなく、「官」か「民」かだけではなく、「官」と「民」が連携する、という視点も必要です。どちらも主役であるという視点で公共運営を進めていきます。

### 実行計画事業

- ・地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業①② ※再掲-----pp.52,53
- ・高齢者困りごとサポート隊事業 ※再掲-----p.57
- ・日工大サイエンスプロジェクト-----p.60

## 方針M 今後求められる機能を核とした公共施設の再編

公共施設は建設後数十年がたち、当初とは時代背景も人口構造も変化しています。建て替えにあたって重要なのは、建物そのものではなく、建物の機能、そこで行われている活動であるという視点です。同じ発想で建て替えるのではなく、施設の複合化や既存施設の利用転換などにより、その機能を維持できないか、あるいは新たに生まれた課題に対応できないかなど、総合的に考え公共施設の再編を進めていきます。

### 実行計画事業

- ・新しい村魅力アップ事業 ※再掲-----p.37
- ・公共施設マネジメント計画 2.0-----p.61
- ・宮代町立小中学校適正配置事業-----p.62





---

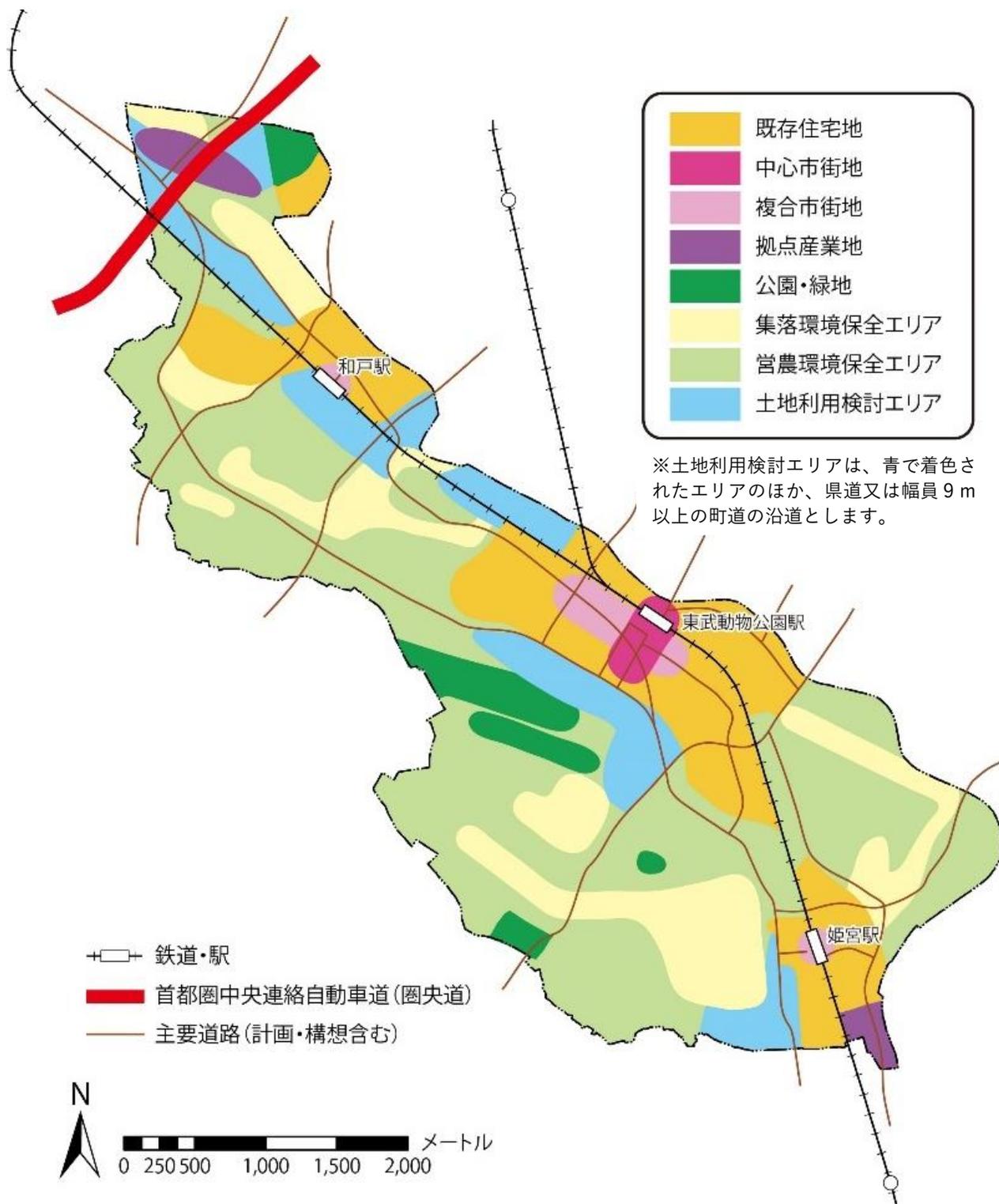
## 土地利用方針

## 土地利用方針

コンパクトな町の強みを活かし、「宮代らしさ」を価値として高めていく上で、土地は共通の基盤です。地域の発展やこの町に住む皆さん、この町で活動する皆さんの生活と深いかわりを持っており、土地利用にあたっては、都市の均衡ある発展、自然との共生、安全で快適な環境の確保を図ることを基本として、有限な資源の保全につとめながら総合的・計画的に進めていきます。

区 分	土地利用方針
<b>既存住宅地</b> 	鉄道駅周辺や一部郊外に整備されている既存住宅地については、建築協定や地区計画などの積極的な活用を図りながら、適切な管理による住宅地の“質”の維持・向上を推進します。
<b>中心市街地</b> 	東武動物公園駅前の中心市街地については、商業・業務、行政、医療・福祉などの多様な都市機能の維持・誘導を図るとともに、利便性向上に向けた駅前広場や道路等の基盤整備を推進します。
<b>複合市街地</b> 	中心市街地の都市機能を補完し、周辺住民の生活を支える駅周辺の複合市街地については、居住地に近い身近な商業・サービス機能の維持・充実を推進します。
<b>拠点産業地</b> 	宮代和戸横町土地区画整理事業区域における、交通利便性を活かした新たな工業団地の整備を推進します。東武鉄道南栗橋車両管区春日部支所周辺の既存工業地は、引き続き適正な管理を促進します。
<b>公園・緑地</b> 	生活に潤いを与える公園・緑地については、自然や農地とのふれあい機能やスポーツ・レクリエーション機能の適正管理と充実を図ります。
<b>集落環境保全エリア</b> 	市街化調整区域の既存集落地については、周辺環境との調和を前提としながら、集落環境の形成・改善に資する一体的な取組を推進します。
<b>営農環境保全エリア</b> 	市街化調整区域における農業振興地域の農用地区域については、本町の農業生産を支える場として、農業振興方策との連携を図りながら、適切な管理・保全を図ります。
<b>土地利用検討エリア</b> 	市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接し、都市基盤が比較的整備されているエリアについては、周辺の自然環境との調和を前提としながら、町の活力創出・利便性に資する新たな土地利用の可能性について検討します。

■ 土地利用方針図





---

## 後期実行計画

具体的なアクションプラン

## 実行計画について

本計画では令和 12 年度（2030 年度）の宮代町の未来像を「首都圏でいちばん人が輝く町」とし、これを実現するために4つの構想、13の方針を定めました。この方針にしたがった具体的なアクションプランが実行計画です。最初の5年間（令和3年度から令和7年度まで）に実施するのが前期実行計画、次の5年間（令和8年度から令和12年度まで）に実施するのが後期実行計画となります。



## 後期実行計画を着実に進めるために

### 進ちよく状況の見える化

本計画は、町民の皆さんと行政が対話を繰り返し、アイデアをねりあげながら策定を進めてきました。このため、ここで示した実行計画の多くは、町民と行政が、それぞれの役割を担いながら、ともに力を合わせて目標を達成する内容になっています。

それぞれの実行計画事業では、5年間の終了時における「成果目標」を示すだけでなく、「いつ」、「誰が」、「何を」、「どのぐらい」実施するのかを、あらかじめ工程表として示しています。その達成状況について、半年ごとに町広報、町ウェブサイトにおいて公表していきます。それぞれの事業が、どのように進められているかを示すことで、行政と町民の皆さんとのパートナーシップをより強いものにしていくことを目的としています。

### 工程の弾力的な見直し

実行計画はいずれも新たなチャレンジとなる事業です。このため、3年目（令和10年度）に、進ちよくの振り返りを行います。その結果、当初予定していた工程を修正したり、組みなおしたりすることで、より効果的に成果目標を達成できる場合には、工程を見直します。

## 実行計画と SDGs

国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）は 2030 年（令和 12 年）までに「誰一人取り残さない」社会を実現するとしています。そして、経済、社会及び環境をめぐる幅広い課題に統合的に取り組むこととし、17 の目標、169 のターゲットを示した上で、「政府、市民社会、民間セクター、国連機関、その他の主体を集結させるとともに、あらゆる利用可能な資源を動員し、すべての目標とターゲットの実施を支援するための全世界の強い関与を促進する」としています。

本計画で示した町の未来像、「首都圏でいちばん人が輝く町」を実現するための構想や方針は「誰一人取り残さない」社会を実現しようとする SDGs の考え方に合致するものです。また、期せずして、その目標年も同一です。このため、後期実行計画事業においては連帯を示すために、SDGs の 17 の目標を付しています。

（各事業のページ上部に関連する SDGs の目標を掲載）

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 後期実行計画事業

新しい村魅力アップ事業	p.37
集落で支えあう営農事業	p.38
宮代農業人材育成事業	p.39
土地利用推進事業（農業編）	p.40
東武動物公園駅周辺活性化事業①	p.41
東武動物公園駅周辺活性化事業②	p.42
まちなかどこでもミュージアム事業	p.43
みやしろズームアッププロジェクト	p.44
宮代型デマンド交通事業	p.45
広域道路ネットワークの整備	p.46
地域の力となる地区コミュニティセンター事業	p.47
土地利用推進事業（産業編）	p.48
まちなかビジネス支援事業	p.49
ゼロカーボン推進事業	p.50
身近な場所で子育てサロン事業	p.51
地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業①	p.52
地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業②	p.53
みんなで備える防災力強化促進事業	p.54
人権・平和推進事業	p.55
若い世代の健康づくり促進事業	p.56
高齢者困りごとサポート隊事業	p.57
空き家等管理活用事業	p.58
自治体 DX 推進事業	p.59
日工大サイエンスプロジェクト	p.60
公共施設マネジメント計画 2.0	p.61
宮代町立小中学校適正配置事業	p.62

方針  
A, B, D  
G, M

# 新しい村魅力アップ事業

新しい村の「町の農業を担うアグリ機能」、「農業体験ができるグリーンツーリズム機能」、「森の市場結をはじめとする直売・滞在機能」の3機能の充実・強化に向け、農業生産施設の増設、農業・収穫体験農園の拡充、集客力向上に資する取組等を推進し、魅力アップを図ります。

## 1 農業生産施設の整備

耕作農地の拡大に伴う米の増産に対応するため、米低温倉庫等の農業生産施設を整備し、町の農業を支える受け皿機能を強化します。

## 2 民間力を活用した農体験フィールドの拡大

交流人口の増加に向け、農業・収穫体験エリアを拡大するため、農の家周辺の未活用農地の利活用策を民間活用も含めて検討します。

## 3 森の市場結の環境整備

新しい村利用者の利便性・滞在環境の向上のため、森の市場結の屋外トイレ整備や直売所の拡張等を実施します。

## 4 新しい村のPRの強化

新しい村への誘導性・視認性・回遊性を高めるため、東武動物公園駅西口周辺への案内サインの設置や、東武動物公園調整池周辺の整備等を実施します。あわせて、新しい村指定管理者等と連携し、SNS等で魅力を発信します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

- ① 新しい村の耕作農地面積  
20ha (R6) → 25ha
- ② 新しい村の農業・収穫体験受け入れ人数  
2,800人 (R6) → 4,200人
- ③ 新しい村の認知度(関東圏)  
6.6% (R3) → 15.0%

※③の現状値は関東圏在住の15歳以上を対象としたwebアンケート調査結果

実施項目	実施主体	実施年度(いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.農業生産施設の整備	産業観光課	→				
2.民間力を活用した農体験フィールドの拡大	産業観光課	→				
3.森の市場結の環境整備	産業観光課	→				
4.新しい村のPRの強化	産業観光課 まちづくり建設課 新しい村	→				

方針 A

# 集落で支えあう営農事業

次世代の担い手にとって魅力ある農業の実現に向け、生産の効率化・省力化と農地集積化を推進し、農作業環境の向上を図ります。

1 宮東・中島地区の圃場整備工事

埼玉県と地元組合と連携し、農地集約化工事を実施します。

2 宮東・中島地区の拠点整備工事

地元営農組織の農作業の効率化を図るため、拠点整備工事を実施します。

3 担い手への農地集積化

効率的な農業経営の安定化に向け、農地中間管理機構を活用した農地の貸付を進め、担い手への農地集積を図ります。

主な  
成果目標  
(令和 12 年度)

- ① 宮東・中島地区（約 50ha）における農地集積化と基盤整備の実施率  
0.0%（R6） → 100.0%（完了）
- ② 宮東・中島地区（約 50ha）における担い手への農地集積率  
0.0%（R6） → 50.0%

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.宮東・中島地区の圃場整備工事	埼玉県 産業観光課	→				
2.宮東・中島地区の拠点整備工事	産業観光課			→		
3.担い手への農地集積化	産業観光課	→				

方針  
A

# 宮代農業人材育成事業

農業を魅力ある産業として推進するため、多様な担い手の育成・確保を進めるとともに、地域農業の中核を担う農業者の経営を支援し、未活用農地の有効活用を図ります。

**1 就農希望者の受入（農業担い手塾実践研修）**

町内で就農を希望する若者を農業担い手塾の塾生として受け入れ、研修を通じて新規就農者の育成・確保を図ります。

**2 農業法人等との連携による新規就農者の育成**

町内外で営農する農業法人や地域の担い手経営体と連携し、農作業や栽培管理等の実践研修を通じて、就農の足がかりとなる新たな仕組みを構築します。

**3 農業投資への支援**

農業経営の規模拡大や高収益作物の生産等に必要な農業機械、栽培施設・設備の導入を支援するとともに、スマート農業の導入を促進し、農作業の省力化を図ります。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

新規就農者数  
2人 (R3~R6) → 3人 (R8~R12)

※現状値と目標値は期間内の累計

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.就農希望者の受入（農業担い手塾実践研修）	産業観光課	→				
2.農業法人等との連携による新規就農者の育成	産業観光課 新しい村 農業法人等	→				
3.農業投資への支援	産業観光課	→				

方針 A, F

# 土地利用推進事業（農業編）

町内の遊休農地の解消・再生を図るとともに、未活用農地の有効活用を促進するため、農業法人や企業による農業参入を支援します。また、参入法人等による農産物の高付加価値化や6次産業化による商品開発に向けた取組を支援します。

## 1 農地情報収集及び台帳の作成

農地情報を収集し、台帳として整備することで、町内農地の状況把握を進めるとともに、法人誘致活動における基礎資料として活用します。

## 2 法人誘致活動

町内への農業参入を促進するため、埼玉県や関係者と連携・協力し、参入希望法人に対するヒアリングや現地案内等を行います。

## 3 関係機関等との調整・協議

農業参入にあたり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の協力の下、地元の理解促進のための説明会を開催し、合意形成を図ります。また、農地取得等に関わる法令手続き等の調整を行うとともに、参入に必要な庁内関係課との調整・協議を行います。

## 4 参入法人支援

各種支援策を創設し、参入法人の栽培施設等の導入を支援します。あわせて、国・県が実施する各種補助事業の活用に向け、申請手続き等を支援します。

## 5 付加価値を生む取組への支援

参入法人による6次産業化等の付加価値創出に向け、農産物の生産や加工品等の商品開発を支援します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

新規参入法人による農地取得等申請数  
2件 (R3~R6) → 3件 (R8~R12)

※現状値と目標値は期間内の累計

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R8	R9	R10	R11	R12
1. 農地情報収集及び台帳の作成	産業観光課	→				
2. 法人誘致活動	産業観光課	→				
3. 関係機関等との調整・協議	産業観光課 関係課	→				
4. 参入法人支援	産業観光課		→			
5. 付加価値を生む取組への支援	産業観光課			→		

方針  
B, C, D  
G, I

## 東武動物公園駅周辺活性化事業①

進修館や笠原小学校、東武動物公園、新しい村等の町のランドマークが点在する東武動物公園駅西口周辺の魅力を高め、「宮代」の価値を町内外に発信するため、にぎわいの場を創出します。

### 1 町推奨店等と連携したイベントの企画・開催

メイドインみやしろ推奨品認定登録店や3 ビズ卒業生等と連携し、マルシェ等のイベントを企画・開催します。

### 2 イルミネーション等の設置

東武動物公園駅西口エリアのにぎわい創出に向け、イルミネーション等を設置します。

### 3 歩きたくなるまちなかの検討・実施

東武動物公園駅から新しい村までの区間において、日常的に歩いて楽しめる仕掛けを導入します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

- ① 東武動物公園駅西口周辺エリアにおける賑わいづくりイベント参加人数（年間）  
4,000人（R6） → 6,000人
- ② 公式 Instagram のフォロワー数  
621人（R6） → 1,300人

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.町推奨店等と連携したイベントの企画・開催	産業観光課	→				
2.イルミネーション等の設置	産業観光課	→	→	→	→	→
3.歩きたくなるまちなかの検討・実施	産業観光課 まちづくり建設課	→				

方針  
B, D, E

## 東武動物公園駅周辺活性化事業②

東武動物公園駅東口周辺の地域の魅力とアクセス性を高めるため、駅前広場と東口通り線を一体的に整備し、他自治体と広域的につながるターミナル機能を強化します。

- 1 用地交渉及び用地・物件補償  
東口駅前広場の関係権利者と交渉を行い、補償契約を締結します。
- 2 関係機関との協議・調整  
東口駅前広場整備に関連する各種管理者や事業者等と協議・調整を行います。
- 3 実施設計及び整備工事  
東口駅前広場の施工ステップを踏まえて実施設計及び整備工事を実施します。
- 4 東口通り線の整備  
埼玉県が施行する東口通り線整備の協議・調整を行います。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

- ① 東武動物公園駅東口駅前広場の整備実施率  
36.0% (R6) → 100.0% (完了)
- ② 東武動物公園駅東口通り線の整備実施率  
62.0% (R6) → 100.0% (完了)

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.用地交渉及び用地・物件補償	まちづくり建設課	→				
2.関係機関との協議・調整	まちづくり建設課	→				
3.実施設計及び整備工事	まちづくり建設課	→				
4.東口通り線の整備	埼玉県 まちづくり建設課	→				

方針  
B, C, G

## まちなかどこでもミュージアム事業

「暮らしの間でアートを感じる」をコンセプトに、町内外のアート情報を発信するとともに、「みやしろ芸術祭」を中心に活動成果を発表する場づくりを支援します。これにより、アートの視点から宮代らしさの価値を高め、多様な活動主体が輝き、地域に人々が集う場を創出します。

### 1 SNS を活用した情報発信

若年層から高齢層まで、各年代や関心に応じたアート情報を発信します。

### 2 みやしろ芸術祭の開催

新たな文化芸術の祭典として、地域で文化芸術活動に取り組む方々の発表機会を提供し、誰もが気軽にアートを楽しめる場を創出します。

### 3 みやしろ芸術祭における市民主体の活動支援

みやしろ芸術祭に賛同する個人や団体の主体的なアート活動を支援します。

主な  
成果目標  
(令和 12 年度)

- ① アートインフォメーション発信件数  
113 件 (R3~R6) → 200 件 (R8~R12)
- ② みやしろ芸術祭における市民主体の活動数  
17 件 (R3~R6) → 50 件 (R8~R12)

※①②の現状値と目標値は期間内の累計

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1. SNS を活用した情報発信	教育推進課	→				
2. みやしろ芸術祭の開催	教育推進課	→				
3. みやしろ芸術祭における市民主体の活動支援	教育推進課	→				

方針  
C

# みやしろズームアッププロジェクト

町の魅力を効果的に発信するため、地元の魅力を再発見し、掘り下げ、自らの言葉で発信できる人材を育成します。

**1** インタビュー動画等の制作・発信

「みんなが地域の特派員」の協力により、人物にフォーカスしたインタビュー動画等を制作し、発信します。

**2** 「#みやしろまち」の活用促進

町内事業所等に対し、「#みやしろまち」の活用及びPOP 掲示への協力を依頼します。

**3** 幅広い人材による動画配信

町内外を問わず、テーマに沿ったショート動画を募集し、発信します。

**4** 各所属における情報発信の促進

各所属にタブレット端末を配布し、部署横断で連携した情報発信を促進します。

主な  
成果目標  
(令和 12 年度)

公式 SNS (X、YouTube、Instagram) のフォロワー総数  
6,276 人 (R6) → 10,000 人

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.インタビュー動画等の制作・発信	総務課	→				
2.「#みやしろまち」の活用促進	総務課	→				
3.幅広い人材による動画配信	総務課		→			
4.各所属における情報発信の促進	総務課 関係課		→			

方針 E

# 宮代型デマンド交通事業

地域住民の日常生活を支える移動手段を確保するとともに、運行費用の高騰や運転手不足に対応するため、循環バス、タクシー、新たな地域公共交通の取組について、それぞれの効果や課題を整理します。その上で、町の地勢や地域特性に適した、より効果的な公共交通の在り方を検討し、導入します。

1 交通需要調査等の分析・検証

交通需要調査の結果や住民ワークショップ等で得られた意見を整理・分析し、町に適した移動手段の方向性を検討します。

2 地域公共交通計画の策定

分析結果を基に、地域公共交通の目標や取組等を整理し、関係事業者等の意見を踏まえて、地域公共交通計画を策定します。

3 実証実験

計画に基づき、宮代型デマンド交通の実証実験を行い、課題や改善点等を整理します。

4 宮代型デマンド交通の運行方針決定

実証実験の結果を踏まえ、宮代型デマンド交通の運行方針を決定します。

5 宮代型デマンド交通の運行開始

運行事業者等と調整の上、宮代型デマンド交通の運行を開始します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

住民意識調査における「町内循環バスのルート・便数」の満足度  
22.3% (R6) → 25.0%

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.交通需要調査等の分析・検証	企画財政課 健康介護課	→				
2.地域公共交通計画の策定	企画財政課 健康介護課		→			
3.実証実験	企画財政課 健康介護課			→		
4.宮代型デマンド交通の運行方針決定	企画財政課 健康介護課				→	
5.宮代型デマンド交通の運行開始	企画財政課					→

方針 E

# 広域道路ネットワークの整備

近隣市町との広域的な交流や連携を支える道路ネットワークの形成に向け、都市計画マスタープランに基づき、計画的な道路整備を実施します。

1 (都) 春日部久喜線 (町道第 12 号線) の整備

用地補償契約を締結し、実施設計及び工事を実施します。

2 (都) 春日部久喜線 (町道第 252 号線) の整備

道路・橋梁整備に関する春日部市及び北春日部駅周辺地区土地区画整理組合との協議を行うとともに、関係権利者と補償契約を締結し、実施設計及び工事を実施します。

3 (都) 備中岐橋通り線 (町道第 1539 号線) の整備

橋梁整備に関する久喜市との協議を行うとともに、路線の設計及び工事を実施します。

主な  
成果目標  
(令和 12 年度)

- ① (都) 春日部久喜線 (町道第 12 号線) の整備実施率  
59.0% (R6) → 100.0% (完了)
- ② (都) 春日部久喜線 (町道第 252 号線) の整備実施率  
16.0% (R6) → 100.0% (完了)
- ③ (都) 備中岐橋通り線 (町道第 1539 号線) 橋梁の整備実施率  
0.0% (R6) → 75.0%

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1. (都) 春日部久喜線 (町道第 12 号線) の整備	まちづくり建設課	→				
2. (都) 春日部久喜線 (町道第 252 号線) の整備	まちづくり建設課	→	→	→	→	
3. (都) 備中岐橋通り線 (町道第 1539 号線) の整備	まちづくり建設課	→	→	→	→	→

方針  
E, G, I

## 地域力となる地区コミュニティセンター事業

地域コミュニティや自治会活動を支える拠点として地区コミュニティセンターを開設し、地域のキープレイヤーやコーディネーター等と連携しながら、新たなつながりが生まれる場、地域における自治会活動・市民活動を支援する場とします。

### 1 ワークショップの実施

(仮称) 須賀小学校区コミュニティセンターの整備に向け、施設機能や運営のあり方を検討するワークショップを実施します。

### 2 庁内連携による地域課題の把握・解決

関係課と連携し、地域課題の把握と解決に向けた取組を推進します。

### 3 地区コミュニティセンターの開設・運営

(仮称) 須賀小学校区コミュニティセンターを開設し、直営により管理・運営を行います。

### 4 中央・姫宮エリアへの設置の検討

中央・姫宮エリアへの地区コミュニティセンター設置に向け、機能や整備手法等の方針を検討します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

- ① (仮称) 須賀小学校区コミュニティセンターの整備  
未実施 (R6) → 整備 (完了)
- ② 中央、姫宮エリアのコミュニティセンター設置方針の決定  
未実施 (R6) → 方針決定 (完了)

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1. ワークショップの実施	地域支援課 教育推進課	→				
2. 庁内連携による地域課題の把握・解決	地域支援課	→				
3. 地区コミュニティセンターの開設・運営	地域支援課 総務課 企画財政課	→				
4. 中央・姫宮エリアへの設置の検討	地域支援課	→				

方針 F

# 土地利用推進事業（産業編）

和戸駅、東武動物公園駅、姫宮駅の周辺等において、道路等の都市基盤が整備されているなど一定の要件が整った区域については、周辺環境との調和に配慮しつつ、商業、工業、農業等の各種産業の誘致による新たな土地利用を推進することにより、町の活力創出や利便性の向上を図ります。

1 企業誘致活動

企業の進出を促進するため、企業向け PR や企業ヒアリングを行います。

2 関係機関等との調整・協議

関係機関及び庁内関係課と連携し、企業進出に必要な調整・協議を行います。

3 進出検討企業との調整・協議

進出を検討する企業に対し、法令手続きや条件整理等に関する調整・協議を行います。

4 区域指定手続き

都市計画法第 34 条第 12 号（産業系）等に基づく区域指定の手続きを行います。

5 進出企業支援

各種支援策の創設により、企業の立地を促進します。

主な  
成果目標  
(令和 12 年度)

都市計画法第 34 条第 12 号（産業系）等の区域指定数  
0 エリア (R6) → 2 エリア

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R8	R9	R10	R11	R12
1. 企業誘致活動	未来のまち整備課 産業観光課	■	■	■	■	■
2. 関係機関等との調整・協議	未来のまち整備課 産業観光課 企画財政課 関係課・機関	■	■	■	■	■
3. 進出検討企業との調整・協議	未来のまち整備課 産業観光課 企画財政課 関係課・機関	■	■	■	■	■
4. 区域指定手続き	未来のまち整備課			■	■	■
5. 進出企業支援	産業観光課 未来のまち整備課 関係課			■	■	■

方針 F

# まちなかビジネス支援事業

町内での起業・創業を促進するため、各種支援制度や講座等を通じて希望者を支援します。また、経営者の高齢化等により地域を支える事業者の事業承継が課題となっていることを踏まえ、意識啓発や専門機関への橋渡しを行う環境を整備します。

1 起業・創業支援講座の開催

商工会と連携し、創業セミナーや相談会等を開催します。

2 起業・創業準備支援

各種支援制度により、起業希望者等を支援します。

3 商工業者アンケートの実施及び検証

町内商工業者の現状や事業承継に関する支援ニーズを把握するため、アンケート調査等を実施します。あわせて、調査結果を分析し、課題及びニーズを整理します。

4 事業承継等支援

町内商工業者への意識啓発や専門機関への誘導等を行うための環境を整備します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

町の支援を利用した起業者数  
22人 (R3~R6) → 10人 (R8~R12)

※現状値と目標値は期間内の累計

※目標値は前期実行計画の実施項目の見直しを踏まえて縮小

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1. 起業・創業支援講座の開催	産業観光課 商工会	→				
2. 起業・創業準備支援	産業観光課	→				
3. 商工業者アンケートの実施及び検証	産業観光課 商工会	→				
4. 事業承継等支援	産業観光課				→	

方針  
F, K

# ゼロカーボン推進事業

地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づき、町民、事業者及び行政が一体となって、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進します。また、地域に新たな価値やサービスを創出し、地域経済の循環を促進するとともに、地域課題の解決及び生活の質の向上を図ります。

## 1 宮代町ゼロカーボン推進協議会の運営

宮代町ゼロカーボン推進協議会を運営し、町内事業者等と連携して地球温暖化対策を推進します。

## 2 省エネ・創エネ活動支援

ゼロカーボンに資する各種支援制度を活用し、町内事業者等と連携して、町民の省エネ・創エネの取組を推進します。

## 3 公共施設における脱炭素化の推進

公共施設における脱炭素化を推進し、CO2 排出量の削減に取り組みます。

## 4 ごみの減量化・資源化の推進

資源のリサイクルや食品ロスの削減をはじめとする 4R を普及させ、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。  
※4R：リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル

## 5 ゼロカーボンの周知・啓発

広報紙やホームページ等を通じて、デコ活やゼロカーボンアクション 30 等の取組をはじめ、ゼロカーボンを取り入れた暮らしの周知・啓発を行います。  
※デコ活：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

主な  
成果目標  
(令和 12 年度)

- ① 住民意識調査における「地球温暖化対策」の重要度  
64.4% (R6) → 75.0%
- ② 宮代町ゼロカーボン推進協議会会員数  
8 事業者 (R6) → 12 事業者

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.宮代町ゼロカーボン推進協議会の運営	環境資源課 宮代町ゼロカーボン推進協議会					
2.省エネ・創エネ活動支援	環境資源課					
3.公共施設における脱炭素化の推進	環境資源課 関係課					
4.ごみの減量化・資源化の推進	環境資源課					
5.ゼロカーボンの周知・啓発	環境資源課					

方針 F, G

# 身近な場所で子育てサロン事業

子育て中の方が孤立しないよう、身近な飲食店や集会所等を活用して地域の皆さんが実施する地域子育てサロンの開設及び運営を支援します。

1 子育てサロンの運営支援

各種支援制度により、地域主体の子育てサロンの運営を支援します。

2 子育て情報サイトを活用した情報発信

子育て世帯に対し、各地域で開催される子育てサロンの活動内容等を周知し、孤立の解消につながる情報を発信します。

3 子育て応援隊等の人材発掘・活用

子育てサロンを主体的に運営できる人材を発掘し、サロンデビューにつなげます。

主な成果目標 (令和12年度)

地域主体の子育てサロンの運営箇所数  
3か所 (R6) → 3か所 (毎年度)

※目標値は担い手の状況等を踏まえて現行の運営箇所数を維持

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.子育てサロンの運営支援	子育て支援課	→				
2.子育て情報サイトを活用した情報発信	子育て支援課	→				
3.子育て応援隊等の人材発掘・活用	子育て支援課	→				

方針  
G, L

## 地域のみなで子どもたちの居場所づくり事業①

子どもが孤立しないよう、居場所づくりに取り組む人や活動を支援し、地域の人々が主体となった取組を広げます。

### 1 こどもの居場所づくりの運営支援

各種支援制度により、地域主体のこどもの居場所づくりの運営を支援します。

### 2 子育て情報サイトを活用した情報発信

子育て世帯に対し、こどもの居場所を提供する団体や活動内容等を周知し、孤立の解消につながる情報を発信します。

### 3 自治会や地域活動団体等への活動周知

居場所が少ない地域を中心に、自治会や地域で活動する団体等へ取組の周知を行い、新たな活動団体が活躍できる場を開拓します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

地域主体のこどもの居場所づくり運営箇所数

3 か所 (R6) → 3 か所 (毎年度)

※目標値は担い手の状況等を踏まえて現行の運営箇所数を維持

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.こどもの居場所づくりの運営支援	子育て支援課	■	■	■	■	■
2.子育て情報サイトを活用した情報発信	子育て支援課	■	■	■	■	■
3.自治会や地域活動団体等への活動周知	子育て支援課	■	■	■	■	■

方針  
G, L

## 地域 みんなでこどもたちの居場所づくり事業②

学校に通えていない、または通いにくい児童生徒のため、学内外の場を整備し、心の居場所や学びの機会を提供します。

### 1 教育支援センターの運営

現行の教育支援センターの支援体制等を確保し、安定的に運営します。

### 2 包括的な支援体制の構築及び拡充

関係機関との連携を強化し、個々の状況に応じた支援を行える体制の構築及び拡充を図ります。

### 3 校内教育支援センターの整備及び人材確保

校内教育支援センターの開設に向け、環境整備及び人材確保等を実施します。

### 4 校内教育支援センターの開設及び運営

各小中学校において、計画的に校内教育支援センターを開設し、運営します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

町内小中学校への校内教育支援センター設置率  
0.0% (R6) → 100.0% (完了)

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.教育支援センターの運営	教育推進課	→				
2.包括的な支援体制の構築及び拡充	教育推進課	→				
3.校内教育支援センターの整備及び人材確保	教育推進課	→				
4.校内教育支援センターの開設及び運営	教育推進課	→				

方針  
G, K

## みんなで備える防災力強化促進事業

現実に起こり得る災害を想定し、職員及び自主防災組織等が適切に災害対応を行えるよう、実働訓練及び研修等を実施するとともに、各種計画等の見直しを行い、自助・共助・公助の役割の明確化及び防災力の強化・底上げを図ります。

### 1 実働訓練等の実施

災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、職員向けの実働訓練を実施します。

### 2 自主防災組織による訓練・研修の支援

訓練・研修が未実施の自主防災組織に対する支援を行うとともに、実施済の自主防災組織に対しては、より実践的な訓練内容を提案します。

### 3 実践的な防災体制の見直し

実態に即した防災計画及び行動マニュアル等の見直しを行います。

### 4 災害協定の拡充

民間企業との連携に加え、広域避難等を見据えた災害協定の締結を検討します。

### 5 避難行動要支援者の支援体制づくり

個別避難計画の策定を促進するため、合同説明会等を実施します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

自主防災組織による訓練・研修実施率  
23.2% (R6) → 100.0% (完了)

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.実働訓練等の実施	くらし安全課	→	→	→	→	→
2.自主防災組織による訓練・研修の支援	くらし安全課	→	→	→	→	→
3.実践的な防災体制の見直し	くらし安全課	→	→	→	→	→
4.災害協定の拡充	くらし安全課	→	→	→	→	→
5.避難行動要支援者の支援体制づくり	健康介護課 福祉課 くらし安全課	→	→	→	→	→

方針  
H

# 人権・平和推進事業

互いに人権を尊重し合い、真に豊かで安心して暮らせる社会の実現に向けて、人権及び平和に関する啓発活動を行います。

## 1 人権尊重意識の啓発事業の実施

住民及び職員を対象に定期的に意識調査を実施するとともに、職員及び教職員に対する研修を実施します。

## 2 学校・生涯学習における人権教育の実施

人権文集「あおぞら」の編集・刊行や出前講座等を実施し、人権教育に関する啓発を行います。

## 3 男女共同参画プランの推進

セミナーや出前講座の実施、情報誌の作成等により、男女共同参画プランを推進します。

## 4 性的少数者（LGBT等）への理解促進と支援

出前講座や研修、パネル展示等を実施し、性的少数者（LGBT等）への理解促進及び支援を行います。

## 5 平和への意識を高めるための啓発事業の実施

地域社会の平和意識を高め、恒久平和の実現に貢献するため、平和に関する事業を実施します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

住民意識調査における「人権擁護・男女共同参画の取組」の満足度  
24.3% (R6) → 40.0%

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.人権尊重意識の啓発事業の実施	総務課 教育推進課	→	→	→	→	→
2.学校・生涯学習における人権教育の実施	総務課 教育推進課	→	→	→	→	→
3.男女共同参画プランの推進	総務課	→	→	→	→	→
4.性的少数者（LGBT等）への理解促進と支援	総務課	→	→	→	→	→
5.平和への意識を高めるための啓発事業の実施	総務課	→	→	→	→	→



方針  
H, L

## 高齢者困りごとサポート隊事業

高齢者の日常生活におけるちょっとした困りごとを支援するため、地域における助け合い活動の組織化を支援し、取組の拡大を図ります。また、活動の担い手を確保するため、地域デビューのきっかけとなるイベントやワークショップ等を開催します。

### 1 助け合い意識の醸成（「縁じょい通信」の発行）

地域活動への関心を高めるため、身近な情報を掲載した「縁じょい通信」を発行します。

### 2 シニアはじめて講座・縁じょい交流会の開催

活動者同士をつなげることを目的に、活動団体と連携して講座及び交流会等を企画・準備し、開催します。

### 3 地域活動者への働きかけによる担い手の発掘

地域活動者（プラザサポーター、サロンメンバー、他課ボランティア等）の中から担い手を発掘し、生活支援サービス提供団体につなげます。

### 4 助け合い活動グループの育成・支援及び継続

地域の特性や現状に応じて、地域住民が主体となる助け合いの仕組みづくりを支援します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

① 新たな助け合い活動を実施する団体数

4 団体（R3～R6） → 5 団体（R8～R12）

② 縁じょいメンバー（地域活動に関心を持っている方）の新規登録者数

68 人（R3～R6） → 100 人（R8～R12）

※現状値と目標値は期間内の累計

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.助け合い意識の醸成（「縁じょい通信」の発行）	健康介護課 社会福祉協議会 高齢者相談センター					
2.シニアはじめて講座・縁じょい交流会の開催	健康介護課 社会福祉協議会 高齢者相談センター					
3.地域活動者への働きかけによる担い手の発掘	健康介護課 社会福祉協議会 高齢者相談センター					
4.助け合い活動グループの育成・支援及び継続	健康介護課 社会福祉協議会 高齢者相談センター					

方針 J

# 空き家等管理活用事業

少子高齢化の進展等に伴う空き家の増加は、地域の良好な住環境を阻害し、地域コミュニティの衰退を招く要因となります。所有者による適正な管理を基本としつつ、空き家等の利活用を促進することで、良好な住環境の確保及び地域の活性化を図ります。

**1 適正管理及び利活用等のための周知・啓発**

空き家対策に関する制度等の周知・啓発を図るとともに、宅地建物取引業者等と連携・協力し、不動産の相続や活用等に関する相談会を開催します。

**2 所有者等への支援体制の構築**

空き家等の管理サポートサービスの拡充や空家等管理活用法人の指定等により、民間事業者等による所有者等への支援体制を構築します。

**3 利活用及び解体等の支援**

各種支援策により、空き家のリノベーション等による利活用や解体・除却を促進します。

**4 所有者等への改善指導及び財産管理人制度の活用**

所有者等への改善指導及び財産管理人制度の活用により、周囲に深刻な悪影響を及ぼすおそれのある空き家等を解消します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

- ① 官民連携による空き家対策プラットフォームの構築  
未実施 (R6) → 構築 (完了)
- ② 管理不全空家等及び特定空家等の是正率  
20.0% (R6) → 40.0%

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.適正管理及び利活用等のための周知・啓発	環境資源課 未来のまち整備課	→				
2.所有者等への支援体制の構築	環境資源課 未来のまち整備課	→				
3.利活用及び解体等の支援	環境資源課 未来のまち整備課	→				
4.所有者等への改善指導及び財産管理人制度の活用	環境資源課	→				

方針 K

# 自治体 DX 推進事業

行政手続きのオンライン化及び窓口業務の DX 化を推進し、利用者の多様なワークスタイルやライフスタイルに応じた利便性の高い行政サービスを提供するとともに、将来的な職員数の減少に対応できるよう、行政事務における DX を推進します。

## 1 窓口キャッシュレスの導入

日計の集計を容易にするとともに、住民の利便性向上を図るため、窓口キャッシュレスを導入します。

## 2 コンビニ交付証明書の拡充

コンビニ交付が可能な証明書の種類を拡充し、住民の利便性向上及び職員の事務負担軽減につなげます。

## 3 LINE を活用した申請手続きの拡充

マイナンバーカードによる本人認証機能を活用するなど、LINE を使った申請手続きを拡充します。

## 4 ペーパーレスの推進

複合機の機能及びソフトウェアを活用し、ペーパーレスを推進します。

主な  
成果目標  
(令和 12 年度)

- ① 住民意識調査における「行政サービスのデジタル化」の満足度  
31.2% (R6) → 35.0%
- ② LINE で申請可能な手続き数  
41 件 (R6) → 61 件
- ③ 庁舎におけるコピー用紙使用枚数の削減率  
0.0% (R4) → 40.0%

※③の現状値は基準年度 (DX 推進計画策定前年度) のため 0.0%

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.窓口キャッシュレスの導入	企画財政課 住民課 税務課 会計室	→				
2.コンビニ交付証明書の拡充	関係課	→				
3.LINE を活用した申請手続きの拡充	全課	→				
4.ペーパーレスの推進	全課	→				

方針  
L

# 日工大サイエンスプロジェクト

小中学校における理科学習の一環として、大学の施設・設備を活用した専門家による科学体験等を通じ、子どもたちが理科への興味・関心を高め、自ら学びを深められるよう、取組を推進します。

## 1 年度計画の策定

前年度に実施したアンケート調査結果等を踏まえ、日本工業大学と情報共有を図りながら、取組内容等の見直しを行い、年度計画を策定します。

## 2 日工大サイエンスプロジェクトの実施

年度計画に基づき、小・中学生を対象に、大学の専門性を生かした講義及び体験活動等を実施します。

## 3 教職員向け研修の実施

小・中学校の教職員を対象に、大学の専門性を生かした研修会を実施し、研修内容を授業等に生かせるよう支援します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

科学体験後のアンケート調査における「理科への関心が高まり、自ら学びを深めようとする児童生徒」の割合  
78.2% (R6) → 80.0%

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.年度計画の策定	教育推進課	→				
2.日工大サイエンスプロジェクトの実施	教育推進課	→				
3.教職員向け研修の実施	教育推進課	→				

方針 M

# 公共施設マネジメント計画 2.0

社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と、安定した財政運営の両立を図るため、公共施設マネジメント計画に基づき公共施設のあり方を検討します。あわせて、施設の再編や有効活用等に取り組み、公共施設を総合的かつ計画的に管理します。

1 公共施設の再整備方針の決定

公共施設マネジメント計画に基づき、関係課と連携しながら、小・中学校及び公民館等の再整備方針を決定します。

2 官民連携による取組の推進

公共施設の再編・有効活用に向け、官民連携手法の適用可能性や効果等を整理し、官民連携による取組を推進します。

主な  
成果目標  
(令和12年度)

小中学校及び公民館の再整備方針の決定  
未実施 (R6) → 方針決定 (完了)

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R8	R9	R10	R11	R12
1.公共施設の再整備方針の決定	企画財政課 関係課					
2.官民連携による取組の推進	企画財政課 関係課					

方針 M

# 宮代町立小中学校適正配置事業

社会の変化に対応したより良い教育環境をこどもたちに提供するため、小・中学校の適正な配置を推進します。

1

## 須賀小学校地域拠点施設の整備

新校舎の建築工事や既存校舎の解体等を段階的に進め、須賀小学校を地域の拠点として再整備します。

2

## 百間小学校再整備方針の決定

将来にわたり百間小学校の教育環境を確保・向上し、施設を持続的に維持管理していくため、施設の現状や課題を整理した上で、再整備方針を決定します。

3

## 笠原・東小学校及び中学校 3 校の再編の検証

笠原小学校、東小学校及び中学校 3 校について、将来の児童生徒数や通学条件、教育活動への影響、施設状況等を踏まえ、再編の必要性と方向性を検証します。

主な  
成果目標  
(令和 12 年度)

- ① 須賀小学校地域拠点施設の整備  
未実施 (R6) → 整備 (完了)
- ② 百間小学校再整備方針の決定  
未実施 (R6) → 方針決定 (完了)
- ③ 笠原・東小学校及び中学校 3 校の再編の検証  
未実施 (R6) → 検証実施 (完了)

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)						
		R8	R9	R10	R11	R12		
1. 須賀小学校地域拠点施設の整備	教育推進課	校舎解体	建設工事	新施設開設 残存校舎解体				
2. 百間小学校再整備方針の決定	教育推進課	—————→						
3. 笠原・東小学校及び中学校 3 校の再編の検証	教育推進課		—————→					

---

## 参考資料

## 後期実行計画策定経過（意識調査・審議会・パブリックコメント）

令和6年度		
9月	住民意識調査	18歳以上の町民2,000人対象、回収率41.3%
2月	総合計画審議会①	諮問、総合計画審議会の役割と運営、前期実行計画の概要、令和6年度住民意識調査結果等
3月	総合計画審議会②	前期実行計画事業の仮評価、後期実行計画事業の頭出し等
令和7年度		
5月	総合計画審議会③	後期実行計画の取組、土地利用方針の見直し等
8月	総合計画審議会④	土地利用方針の見直し、後期実行計画事業の検討状況、後期実行計画に関連する計画等
9月	パブリックコメント	第5次宮代町総合計画基本構想（変更案）
10月	総合計画審議会⑤	パブリックコメントの結果、後期実行計画事業案、第5次総合計画の見直しについての答申等



## 総合計画審議会委員

		役職	氏名	所属など
1	1号委員 町の執行機関の委員		大和田 由梨	宮代町教育委員会 委員
2			折原 正英	宮代町農業委員会 会長
3	2号委員 町内の公共的団体の役職員		島村 孝一	NPO 法人きらりびとみやしろ 理事長
4			並木 誠	宮代町商工会 副会長
5	3号委員 まちづくりに関し 識見を有する者		小林 俊介	東武レジャー企画株式会社 総務人事部長
6		会 長	佐々木 誠	日本工業大学 建築学部 教授
7			佐藤 聡彦	共栄大学 国際経営学部 教授
8			難波 悠	東洋大学 大学院経済学研究科 公民連携専攻 教授
9			保科 寧子	埼玉県立大学 社会福祉子ども学科 准教授
10	4号委員 公募による市民		木村 裕子	公募
11			横川 周	公募



## 後期実行計画に係る総合計画審議会からの答申

令和7年10月22日

宮代町長 新井 康之 様

宮代町総合計画審議会  
会長 佐々木 誠

### 第5次宮代町総合計画の見直しについて（答申）

令和7年2月27日付け宮企財発第438号で、当審議会に諮問のありました第5次宮代町総合計画の見直しについて、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、町の未来像「首都圏でいちばん人が輝く町」の実現に向けた本計画の見直しは、おおむね適切なものと認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、当審議会の意見を最大限に尊重し、下記の事項に特に留意して実効性の高い計画となるよう要望いたします。

### 記

#### 1 基本構想における土地利用方針の一部見直しについて

土地利用方針の一部見直しにあたっては、農の原風景などの宮代らしさや周辺環境に十分配慮しつつ、土地利用検討エリアを中心として、農業や商工業等、各種産業の立地誘導を推進していくこと。

#### 2 後期実行計画について

後期実行計画の実施にあたっては、様々な分野において横断的な視点に立ち、各部署が柔軟に連携して取り組むことで、より効果的かつ効率的に施策を推進していくこと。

## 後期実行計画期間中の財政推計（令和12年度まで）

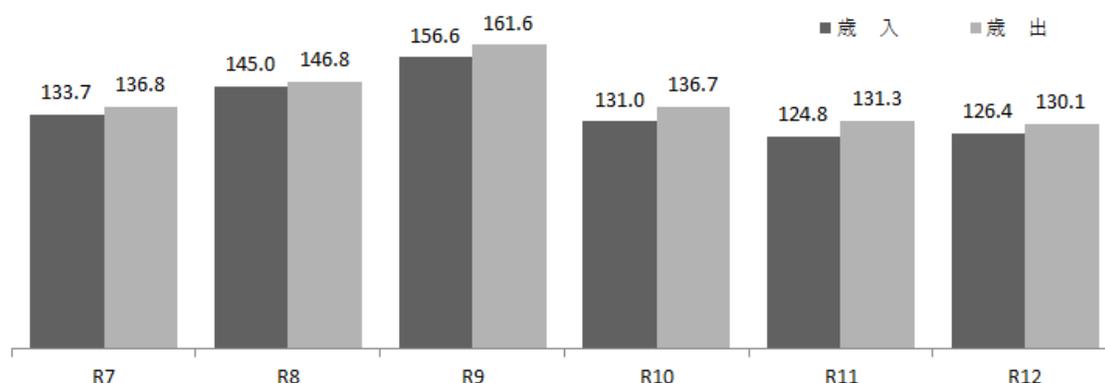
高齢者福祉や子育て支援など社会保障関連経費の自然増への対応に加え、老朽化の進む公共施設の適切な維持管理などを背景に、毎年度の財源に不足が生じることが推測されます。

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
町税	43.1億円	43.5億円	43.1億円	43.4億円	43.8億円	43.4億円
譲与税・交付金	10.4億円	10.4億円	10.4億円	10.4億円	10.4億円	10.4億円
地方交付税	26.4億円	25.0億円	25.7億円	25.8億円	25.5億円	25.5億円
国・県支出金	32.4億円	32.5億円	39.1億円	30.9億円	29.9億円	31.9億円
繰入金	0.5億円	0.8億円	0.8億円	0.8億円	0.7億円	0.7億円
地方債	10.4億円	23.6億円	27.6億円	11.5億円	6.3億円	6.3億円
その他	10.5億円	9.1億円	9.9億円	8.2億円	8.2億円	8.2億円
歳入合計	133.7億円	145.0億円	156.6億円	131.0億円	124.8億円	126.4億円

議会・総務	13.3億円	8.2億円	8.1億円	7.8億円	7.6億円	7.6億円
民生・衛生	59.9億円	59.3億円	62.6億円	63.2億円	64.9億円	63.3億円
労働・農業・商工	2.5億円	3.2億円	8.5億円	2.8億円	2.0億円	2.0億円
土木	11.8億円	10.9億円	9.8億円	10.2億円	8.9億円	7.7億円
消防	5.7億円	6.3億円	5.8億円	5.9億円	5.9億円	5.9億円
教育	14.0億円	29.1億円	35.3億円	13.8億円	8.0億円	9.7億円
公債費	8.6億円	9.5億円	10.8億円	12.4億円	13.1億円	13.3億円
職員人件費	21.0億円	20.4億円	20.7億円	20.6億円	20.9億円	20.6億円
歳出合計	136.8億円	146.8億円	161.6億円	136.7億円	131.3億円	130.1億円

差引 歳入-歳出	▲ 3.1億円	▲ 1.8億円	▲ 5.0億円	▲ 5.8億円	▲ 6.5億円	▲ 3.7億円
----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※各費目において端数調整を行っているため表内不突箇所がございます。



### 《各項目の解説》

#### 歳 入

町 税	個人町民税は少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を見込む
譲与税・交付金	令和7年度を基準に推計
地方交付税	普通交付税では町税の増減及び過去の地方債償還を反映
国・県支出金	対象各事業の伸び、又は各事業計画に基づき計上
繰入金	特別会計決算剰余金（令和7年度実績反映）
地方債	各年の都市計画事業等に応じた借入に対する償還金を計上
その他	繰越金（過年度実績勘案）、給食費他

#### 歳 出

議会・総務	管理的経費、防災防犯環境に関する経費のほか各選挙費用を反映
民生・衛生	医療、介護、福祉、子育てなど社会保障関連費が毎年増大
労働・農業・商工	埼玉型ほ場整備費、新しい村改修経費を計上
土 木	東武動物公園駅東口周辺整備、都市計画道路整備などを計上
教 育	学校教育、社会教育の経費などのソフト事業に加え、令和8、9年度に須賀小学校建設経費を計上
公 債 費	東武動物公園駅東口整備、須賀小学校建設などの借入金償還が順次開始
職員人件費	人事院勧告に基づく給与改定等

## 後期実行計画事業に関連する主な計画

実行計画事業		計画名	計画期間
新しい村魅力アップ事業 [産業観光課]	p.37	新しい村魅力アッププラン	令和5年4月 ～令和25年3月
集落で支えあう営農事業 [産業観光課]	p.38	宮代農業振興地域整備計画	令和7年4月 ～
		農地等の利用の最適化の推進に関する指針	令和5年3月 ～令和13年3月
宮代農業人材育成事業 [産業観光課]	p.39	農地等の利用の最適化の推進に関する指針	令和5年3月 ～令和13年3月
土地利用推進事業（農業編） [産業観光課]	p.40	宮代農業振興地域整備計画	令和7年4月 ～
		農地等の利用の最適化の推進に関する指針	令和5年3月 ～令和13年3月
広域道路ネットワークの整備 [まちづくり建設課]	p.46	宮代町都市計画マスタープラン	令和3年4月 ～令和23年3月
地域の力となる地区コミュニティセンター事業 [地域支援課]	p.47	第2期宮代町公共施設マネジメント計画	令和4年4月 ～令和14年3月
土地利用推進事業（産業編） [未来のまち整備課]	p.48	宮代町都市計画マスタープラン	令和3年4月 ～令和23年3月
ゼロカーボン推進事業 [環境資源課]	p.50	宮代町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	令和7年4月 ～令和13年3月
		宮代町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成30年4月 ～令和13年3月
		宮代町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	平成29年4月 ～令和14年3月
身近な場所で子育てサロン事業 [子育て支援課]	p.51	宮代町こども計画	令和7年4月 ～令和12年3月
地域みんなでこどもたちの居場所づくり事業① [子育て支援課]	p.52	宮代町こども計画	令和7年4月 ～令和12年3月
地域みんなでこどもたちの居場所づくり事業② [教育推進課]	p.53	宮代町教育大綱・宮代町教育振興基本計画	令和8年4月 ～令和13年3月

実行計画事業		計画名	計画期間
みんなで備える防災力強化促進事業 [くらし安全課]	p.54	宮代町地域防災計画	平成 30 年 3 月 ～
人権・平和推進事業 [総務課、教育推進課]	p.55	第 3 次宮代町男女共同参画プラン	令和 4 年 4 月 ～令和 14 年 3 月
若い世代の健康づくり促進事業 [健康介護課]	p.56	第 2 次宮代町健康増進計画及び食育推進計画	令和 6 年 4 月 ～令和 18 年 3 月
		第 2 次宮代町自殺対策計画	令和 6 年 4 月 ～令和 11 年 3 月
高齢者困りごとサポート隊事業 [健康介護課]	p.57	みやしろ健康福祉プランー高齢者編ー	令和 6 年 4 月 ～令和 9 年 3 月
空き家等管理活用事業 [環境資源課、未来のまち整備課]	p.58	宮代町空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画	令和 8 年 4 月 ～令和 13 年 3 月
自治体 DX 推進事業 [企画財政課]	p.59	宮代町 DX 推進計画	令和 6 年 1 月 ～令和 10 年 3 月
日工大サイエンスプロジェクト [教育推進課]	p.60	宮代町教育大綱・宮代町教育振興基本計画	令和 8 年 4 月 ～令和 13 年 3 月
公共施設マネジメント計画 2.0 [企画財政課]	p.61	第 2 期宮代町公共施設マネジメント計画	令和 4 年 4 月 ～令和 14 年 3 月
		宮代町公共施設等総合管理計画	令和 3 年 4 月 ～令和 43 年 3 月
宮代町立小中学校適正配置事業 [教育推進課]	p.62	第 2 期宮代町公共施設マネジメント計画	令和 4 年 4 月 ～令和 14 年 3 月
		宮代町立小中学校適正配置計画	平成 28 年 3 月 ～

## 宮代町まちづくり基本条例

平成19年12月13日

条例第26号

改正 平成23年9月1日条例第11号

私たちは先人たちの努力の積み重ねから多くの恩恵を受けており、私たち自身も宮代町をより良い姿で、次の世代に引き継いでいく責任があります。

宮代町のまちづくりは、ここに住み、活動するすべての人の意思によって行われなければなりません。そのためには、自助と共助による市民自治の考え方を基本理念として共有し、市民が自ら出来ることは自ら行い、知恵と行動を持って、互いに協力し合いながら、身近な問題の解決に当たっていく必要があります。そして、町議会及び行政には、こうした市民の意思と行動を尊重しながら、その信託された役割に責任を持って応えていくことが求められます。

私たちは、こうした認識のもと、より良い宮代町を創造し続けていくための規範となるべきものとして、ここに、宮代町まちづくり基本条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた市民自治の基本理念のもとに、宮代町における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、町議会及び行政の役割等を定めることにより、自立した地域社会を実現することを目的とします。

#### (条例の位置付け)

第2条 この条例は、宮代町が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

#### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 町内に居住する者、町内に在勤する者、町内に在学する者、町内で事業その他の活動を行うもの等をいいます。
- (2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業をいいます。
- (3) まちづくり 宮代町をより良い姿にしていくために、市民、町議会及び行政が取り組む活動をいいます。

### 第2章 自治の基本原則

#### (自治の基本原則)

第4条 市民、町議会及び行政は、前文に掲げた市民自治の基本理念に則り、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりに取り組まなければなりません。

- (1) 協働（市民、町議会及び行政が、まちづくりの目的の実現に向けて、それぞれの立場、果たすべき役割を自覚し、互いを尊重したうえで、必要に応じて協力しあいながら、行動することをいいます。）
- (2) 情報の共有（市民、町議会及び行政が、まちづくりに関する情報を共有することをいいます。）

### 第3章 市民の権利と役割

#### 第1節 市民の権利と役割

（市民の権利）

第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。

（市民の役割）

第6条 市民は、法令等に規定された義務を遵守しなければなりません。

- 2 市民は、町議会及び行政の活動に関心を持つとともに、法令等で保障されたまちづくりに関する権利を積極的に行使するよう努めなければなりません。
- 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、公共性の視点を持って行動しなければなりません。
- 4 市民は、互いにまちづくりへの参加を促し合うよう努めなければなりません。

#### 第2節 市民による自治活動

（市民による自治活動）

第7条 市民は、主体的かつ自立的に地域単位の自治を行うことを基本とします。

- 2 市民が公共的な課題を解決することを目的とした市民活動（以下「市民活動」といいます。）を行う場合は、市民の主体的かつ自立的な活動として行われることを基本とします。
- 3 市民、町議会及び行政は、地域単位の自治及び市民活動を宮代町の自治を担う活動として尊重しなければなりません。
- 4 行政は、地域単位の自治及び市民活動に対し支援することができます。
- 5 前項において、行政の支援を受ける活動に関する情報は、市民に公開されるよう努めなければなりません。

### 第4章 町議会の役割

（町議会の基本的役割）

第8条 町議会は、住民の代表者によって構成される町的意思決定機関として、町全体の福祉向上と地域社会の発展の視点に立って、町の政策の意思決定及び行政運営の監視等を行うものとします。

- 2 町議会は、前項の役割を果たすために、政策の提言及び条例の立案活動に取り組むよう努めるものとします。

（開かれた議会）

第9条 町議会は、市民に対して開かれた議会となるよう努めなければなりません。

- 2 町議会は、広く市民から意見を求めるよう努めなければなりません。

- 3 町議会は、市民に町議会での意思決定の内容及び経過をわかりやすく説明するよう努めなければなりません。

(町議会の情報公開及び提供)

第10条 町議会の会議は公開とします。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合はこの限りではありません。

- 2 町議会は、前項で公開とする会議以外の諸活動についても、市民への情報の公開及び提供を積極的に推進するよう努めなければなりません。

(町議会議員の基本的役割)

第11条 町議会議員は、住民の代表者として、住民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

(議員活動)

第12条 町議会議員は、前条の役割を果たすために、まちづくりに関する市民意思の把握、政策の研究等の活動その他の自己研鑽に努めるものとします。

## 第5章 町長及び町職員の役割

(町長の基本的役割)

第13条 町長は、住民の信託を受けた町政の代表者として、公正かつ誠実に町政の執行にあたらなければなりません。

- 2 町長は、リーダーシップを発揮して町政の課題に対応するとともに、まちづくりの展望について、市民に説明しなければなりません。

- 3 町長は、町職員を指揮監督し、その人材育成に努めなければなりません。

(町職員の基本的役割)

第14条 町職員は、市民全体の奉仕者として、また、まちづくりを推進するための専門スタッフとして、誠実さと創意をもって職務を遂行しなければなりません。

- 2 町職員は、職務の遂行に必要な知識や技術の向上に努めなければなりません。

## 第6章 行政の役割と行政運営の基本的事項

(説明及び応答責任)

第15条 行政は、まちづくりに関する計画及びその実施並びにその評価等を、実施及び評価等の各段階について、市民に対してわかりやすく説明するよう努めなければなりません。

- 2 行政は、まちづくりに関する市民の意見、要望、提案等に対して、誠実かつ迅速に応答しなければなりません。

(市民参加)

第16条 行政は、行政活動における市民の参加する権利を保障し、これを推進しなければなりません。

- 2 行政は、前項の市民参加を推進するに当たっては、市民が参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

- 3 前2項に規定する市民参加について必要な事項は、別に条例で定めます。

## (情報の公開及び提供)

第17条 行政は、市民の知る権利を保障するとともに、市民のまちづくりへの参加を促進する視点に立ち、その保有する情報の積極的な公開及び提供に努めなければなりません。

2 前項に規定する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

## (個人情報の保護)

第18条 行政は、その保有する個人情報について、厳正な保護を行うとともに、自己に関わる情報の開示等を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を守らなければなりません。

2 前項に規定する個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

## (財政運営)

第19条 行政は、財源を効率的かつ効果的に活用し、長期的な展望のもとに財政の健全性を確保するよう努めなければなりません。

2 行政は、町の財政状況に関する資料を作成し、これを市民にわかりやすく伝えなければなりません。

## (総合計画)

第20条 行政は、総合的かつ計画的な行政運営を行うために策定する基本構想及び基本構想の実現のために策定する基本計画（以下「総合計画」といいます。）をまちづくりに関する最上位の計画として位置付け、他の計画の策定及び変更に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

2 総合計画は、この条例の趣旨に則り策定されなければなりません。

## (行政評価)

第21条 行政は、効率的かつ効果的で透明性の高い行政運営を図るため、行政評価を実施するものとします。

2 行政は、行政評価を実施するに当たっては、市民参加の手法を用いるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。

## (行政組織)

第22条 行政の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会経済情勢の変化に迅速に対応できるよう編成されなければなりません。

## (行政手続)

第23条 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の権利利益を保護するため、条例又は規則等により行う処分、行政指導及び届出に関する手続を定めなければなりません。

2 前項に規定する行政手続については、別に条例で定めます。

## (危機管理)

第24条 行政は、市民の生命及び財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

## (他の機関との連携)

第25条 行政は、市民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携を図るよう努めなければなりません。

## 第7章 住民投票

### (住民投票)

第26条 町長は、町政に係る重要案件について、広く住民の意思を確認するために住民投票を実施することができます。

2 住民投票の実施にあたり必要な事項は、それぞれの案件ごとに別に条例で定めま  
す。

## 第8章 条例の検証と見直し

### (条例の検証と見直し)

第27条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、条例の内容及び運用状況を検証しなければなりません。

2 町長は、前項による検証の結果、必要があると認められた場合は、条例の改正を議会に提案するものとします。

3 町長は、第1項の条例の検証及び第1項の検証による前項の条例の改正を行うに当たっては、市民参加の手法を用いなければなりません。

### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行します。

### 附 則 (平成23年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行します。

## 宮代町総合計画の議決に関する条例

平成23年9月1日

条例第12号

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、宮代町総合計画について宮代町議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において「宮代町総合計画」とは、宮代町まちづくり基本条例（平成19年宮代町条例第26号）第20条に基づく計画をいう。

### (議会の議決)

第3条 町長は、宮代町総合計画を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。

2 町長は、前項の宮代町総合計画を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第5次宮代町総合計画・後期実行計画

---

発行日	令和8年3月
発行	宮代町
住所	〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1-4-1
TEL	0480-34-1111
URL	<a href="https://www.town.miyashiro.lg.jp">https://www.town.miyashiro.lg.jp</a>
E-mail	<a href="mailto:kaikaku@town.miyashiro.saitama.jp">kaikaku@town.miyashiro.saitama.jp</a>
企画・編集	企画財政課

